

質 問 回 答 書

件 名			「川口市立美術館開館記念特別展」開催業務委託公募型プロポーザル		
質問 No.	資料名	項 目	質問内容	回答	回答日
1	募集要項	2 頁 6 参加資格 (1)	入札参加資格者名簿（取扱品目：040-01「イベント企画・運営」）に登録されていることとありますが、貴市 HP 等確認させていただきましたが、該当の品目がなく、上記は、名簿の「680 催事等」の「01 催物の企画・運営等関連業務」・「02 催物の会場設営業務」・「03 展示等 関連業務」・「06 その他催物関連業務」と読み替えて問題ないでしょうか。	入札参加資格者名簿に登録されていれば問題ございません。なお、募集要項の「（取扱品目：040-01「イベント企画・運営」）」の記載は9月10日に削除しましたので、本市ホームページをご確認ください。	9/30
2	募集要項	3 頁 6 参加資格 (9)	「過去3年間において、国、地方公共団体、その他の公共団体又は民間でイベント企画・運営業務の実績があること」とは、入札者単体の実績でしょうか、再委託先の実績を含めても問題ないでしょうか。	入札者単体の実績のみ記載してください。	9/30
3	募集要項	4 頁 7 企画提案 に係る手続き (4) ウ および 5 頁	収支計画書とあるが、収支計画の主体は委託者・受託者のどちらになるか、また何の項目を記載するかについてご教示いただきたい。 受託者にとっての収支計画書という理解であれば、もし物販や観覧料のフィーがない場合、受託者としての収入は委託料のみとなるため、収入・支出につ	収支計画の主体は委託者（市）となります。そのため、支出はお見込みのとおり委託料（税込み130,000,000円を上限とする）が記載されるもので、収入は観覧料や物販（グッズや図録等）を想定するものです。よって、その収支がマイナスとなっても、収支計画が実現可能か、収支のバランスがとれ	9/30

		8 選定 (2)	いては経費積算見積書記載の金額とほぼ変わらないものとなるが、これでよいか。 それとも、観覧料や物販による売り上げ見込みを記載した、委託者にとっての収入見込の計画書という理解になるか。※委託者にとっての収支計画となる場合、支出は委託料になると思われるが、観覧料や物販による収入が支出（委託料）を上回る計画を立てることは現実的に困難であり、収支はマイナスになってしまうため。	ているか等を評価いたします。	
4	募集要項	7 頁 10 その他 (3)	提案書にて利用した画像・キャラクター等の利用・転載などに関して、その目的利用・方法などで、著作権者の判断が必要なものがあると思われる。その場合は、協議の上、利用の可否を都度判断とすることは可能か。	可能です。提案書に「著作権者の判断により利用可否が決定」のような記載をお願いします。	9/30
5	仕様書	1 頁 2 要旨	今回のプロポーザルにて実施する特別展の他、並行して常設展はすでに開催されていますでしょうか。開催する場合はそこで展示予定の作品をご教示ください。 令和8年開館とのことですが、本展覧会開催前に他のイベントや展覧会（企画展、常設展を含む）を企画されていますか。されているのであれば概要をご教示いただくことは可能でしょうか。	並行して常設展が開催されているかは、現在未定です。市所蔵作品の一覧は、ホームページの仕様書（資料編）に追記しましたのでご覧ください。 本展覧会開催前に、川口市ゆかりの写真家による展覧会を開催する予定ですが、当該作家及び展覧会の概要は、現在公表することはできません。 また、評価において当該展覧会との重複、関係等は考慮せずに評価いたしますが、評価基準の「独自性」の評価項目にて考慮される可能性があります。	9/30
6	仕様書	2 頁 4 ミッション (2) ①	「市内の収集家が所蔵する貴重な美術作品や本市ゆかりの作品」の記載がありますが、展示作品リスト、展示資料数を教えていただけますでしょうか。	特別展で川口市立美術館が所蔵する作品の実物を展示することは可能です。ホームページの仕様書（資料編）に「作品等一覧」として資料を追記しましたのでご	9/30

			また本プロポーザルにて実施する特別展で川口市立美術館が所蔵する作品の実物を展示することは可能でしょうか。展示したい目玉作品等がありましたらご教示ください。	確認の上、ご提案ください。	
7	仕様書	2 頁 5 実施概要 (1)	「他市には無い川口市の強みを市内外に P R する」とございますが、優先的に取り上げたい強みについて具体的なお考えはございますでしょうか。	幅広いご提案を受けたいと考えておりますことから、具体的な指定はございません。	9/30
8	仕様書	2 頁 5 実施概要 (1)	展示作品の媒体、時代、様式などに制限はございますでしょうか。 媒体として作品をデジタルコンテンツとして使用したい場合、デジタル化の実施をしてもよろしいでしょうか。	媒体等に制限はございません。 なお、ご質問の「作品」が本市所蔵作品を示す場合、デジタル化の実施は問題ございませんが、特別展終了後の著作権は本市に帰属するものとします。	9/30
9	仕様書	2 頁 5 実施概要 (1)	特にターゲットとしたい顧客層はございますでしょうか。	市内外問わずあらゆる世代の方々に興味を持っていただくことを目的としております。	9/30
10	仕様書	2 頁 5 実施概要 (2)	展示準備期間（展示替え期間）、展示撤去期間はそれぞれ、何日程度可能でしょうか。	準備及び撤去ともに 1 ～ 2 週間程度を想定しております。	9/30
11	仕様書	2 頁 5 実施概要 (2)	開館日数について開館日 40 日以上とありますが、会期の上限はございますでしょうか。（最長●日など）	撤収含めて令和 9 年 3 月 3 1 日までとなります。	9/30
12	仕様書	2 頁 5 実施概要 (3)	特別展イベント運営事務所を美術館内に設置することは可能か。また、イベント運営事務所を設置した場合、展示室等の会場使用と同じく、運営事務所と	市及び指定管理者と協議の上、特別展イベント運営事務所を美術館内に設置することは可能です。その場合、使用料は無料となります。	9/30

			しての会場使用料も無料となるか。		
13	仕様書	2 頁 5 実施概要 (3)	美術館で所有されている機材等で使用が可能なアイテムと仕様をお教えいただけますでしょうか。	ホームページの仕様書(資料編)に「展示関係備品リスト」として資料を追記しましたのでご確認ください。 なお、仕様につきましては備品選定手続き中であるため現在未確定です。	9/30
14	仕様書	2 頁 5 実施概要 (3)	機材の天吊り施工の可否について。可能な場合はどのような設置方法ができるかご教授いただけますでしょうか。	スライディングウォールのレールに設置する方法で、機材の天吊りは可能ですが、安全を確保できる方法でご提案ください。	9/30
15	仕様書	2 頁 5 実施概要 (3)	天井のダクトレールについて。使用可能電力量と重量をお教えいただけますでしょうか。	展示室 1 及び展示ホールのダクトレールの使用可能電力量は 1 m あたり 85VA (スポットライト 4 台分程度) です。重量は 1 m あたり 20kg 程度です。	9/30
16	仕様書	2 頁 5 実施概要 (3)	各展示室の使用可能電力量をお教えいただけますでしょうか。	展示室 1 及び展示ホールの使用可能電力量は 15,000V A となっております。なお、分電盤が各居室毎ではなく別居室と兼ねていることから全て使用できるものではありません。	9/30
17	仕様書	2 頁 5 実施概要 (3)	展示室内に壁を立てる場合、高さの制限などありますでしょうか。	床からの天井高が展示室 1 は 4,350 mm、展示ホールは 3,700 mm となっております。消防法等の法令を遵守し、安全を確保できる方法でご提案ください。	9/30
18	仕様書	2 頁 5 実施概要 (3)	展示室の壁にモニターを設置することは可能でしょうか。	各展示室の壁は、軽量鉄骨下地のうえ、合板(厚さ 12mm) + 石膏ボード G B - R (厚さ 12.5mm) にクロス + ペンキ塗装仕上げとなっています。 ビス固定自体は可能ですが、モニター重量等踏まえた	9/30

				固定方法の検討を必要とします。安全を確保し、原状回復を含めた方法でご提案ください。	
19	仕様書	2 頁 5 実施概要 (3)	川口市所有の作品を展示する場合、所有者との調整は不要と考えてよろしいでしょうか。また、その場合は輸送費や保険料などは発生しない前提でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	9/30
20	仕様書	2 頁 5 実施概要 (5)	想定来場者数 会期合計 延べ 2 万人とありますが、過去、川口市内で実施されたイベントの例と来場者数を参考として開示いただくことは可能でしょうか。	第 45 回たたら祭り（2 日間）が約 320,000 人、川口市市産品フェア 2024（3 日間）が 21,418 人、科学館特別展（45 日間）が 12,602 人（特別展のみの来館者数ではなく、科学館としての来館者数）です。	9/30
21	仕様書	3 頁 6 業務内容 (1)	運営スタッフの最低人数や資格要件（学芸員、警備員など）の基準はありますでしょうか	いずれも最低基準はありませんが、安全に開催可能な有資格者、必要数等の配置をお願いします。	9/30
22	仕様書	3 頁 6 業務内容 (1)	運営について、休館日の頻度（週 1 回など）、開館時間の目安があればご教示ください。	休館日は月曜日(祝日にあたる場合はその直後の休日でない日)及び年末年始(12月29日から31日及び1月1日から3日)です。また、開館時間は午前10時から午後6時まで(入場時間は午後5時30分まで)です。 なお、いずれについても、指定管理者が必要と認める場合は、市長の承認を得て変更できるものでございます。	9/30
23	仕様書	3 頁 6 業務内容 (2)	展覧会の企画に関して、本展覧会については貴館の学芸員との相談や連携はなく、我々が独自に企画・設計させていただくといった認識でよろしいでしょ	お見込みのとおりです。なお、展覧会の企画・設計以外の開催に必要な指定管理者との相談、連携は、適宜行っていただくこととなります。	9/30

			うか（もちろん内容については川口市さまと協議のうえで決定とする認識でいます）		
24	仕様書	3 頁 6 業務内容 (3)	外国語対応の要否について必要な場合はどの言語になりますでしょうか。ポスター、チラシ、キャプション、サイン等の各種表記と案内対応用としてご確認です。	外国語対応は必須ではありませんが、円滑な運営に必要なご対応の提案をお願いいたします。	9/30
25	仕様書	3 頁 6 業務内容 (3)	キャプション、サインについて、必須となる特別展の看板、表示等がある場合はその場所とサイズをご教示いただけますでしょうか。またサイン用として移動式の什器（スタンド等）の貸出はございますでしょうか。	必須となる看板や表示等はありません。 また、移動式のサインスタンドの貸出は予定しております。なお、貸出備品の一覧は、ホームページの仕様書(資料編)に「展示関係備品リスト」として資料を追記しましたのでご確認ください。	9/30
26	仕様書	3 頁 6 業務内容 (4)	保険の加入とは、作品に対しての保険とは別に、イベント保険（来場者や施設）に加入が必要でしょうか。	指定管理者施設としての施設賠償責任保険には加入しておりますが、特別展における主催者を起因とする事故等に備えるためにもイベント保険への加入は必要と考えております。	9/30
27	仕様書	3 頁 6 業務内容 (5)	美術館のショップでの販売となっているが、グッズ等による販売収入は100%美術館ミュージアムに帰属するのか。それとも販売収入の何割かはフィーとして受託者に還元されるのか。 上記と関連して、グッズ等の制作費用はすべて本委託費の中から賄うことになるか。（グッズ製作数量に応じて制作費用は増加するが、グッズの販売収入はグッズ製作費の補填に当てることはできず、すべて本委託費で制作費用を賄う必要があるという考えでよいか。）	原則としてグッズ等の製作費は本委託費に含まれていると認識しておりますが、グッズ等の製作費を全て本委託費から支出するか、その販売収入を100%本市に帰属させるかをも含めてご提案をお願いいたします。	9/30

28	仕様書	3 頁 6 業務内容 (5)	グッズ制作点数について、何種類以上、何個以上などご要望はございますでしょうか。グッズや図録の販売価格、冊数については協議の上決定という認識で問題ございませんでしょうか。	特に指定はありませんので、来場者の満足度、展覧会の質、効果等を向上させるご提案をお願いいたします。また、販売価格、冊数等については協議の上決定となりますが、冊数等の必要数については想定来場者数からお見込みいただき、ご提案ください。	9/30
29	仕様書	3 頁 6 業務内容 (5)	グッズ、図録のデザイン・制作費用は運営(受注者)側の負担でしょうか。それとも受託金額に含まれますでしょうか。	質問 No. 27 の回答をご参照ください。	9/30
30	仕様書	3 頁 6 業務内容 (5)	グッズ納品後は、美術館側の資産となる認識でよろしいでしょうか。 また運営側の負担の場合、売上のレベニューシェア等取引条件について決まっていればご教示ください。	美術館側の資産となります。また、グッズ等の制作費用については、質問 No. 27 の回答をご参照ください。	9/30
31	仕様書	3 頁 6 業務内容 (5)	ミュージアムショップについても本展覧会の受託側で運営するのか、それとも展覧会とは独立して存在しており、受託側での運営が必要ないのか、どちらでしょうか。	ミュージアムショップは展覧会とは独立して存在している(職員1名)ため、受託者側での運営は必要ありません。ただし、既設ミュージアムショップに増員が必要な場合にはその増員分の費用を、仮設ミュージアムショップを設置する場合にはその設置分の費用及び運営を見込んでください。	9/30
32	仕様書	3 頁 6 業務内容 (5)	オリジナルグッズ・図録等を作成すること、美術館ミュージアムショップにて販売とありますが、 ・売上金はどのような扱いになりますでしょうか。 ・販売ではなく、ノベルティとしての配布を行うことは不可でしょうか。	・売上金については、質問 No. 27 の回答をご参照ください。 ・ノベルティとしての配布のご提案をしていただくことは可能ですが、受託者の広告宣伝のためのノベルティの場合には、委託料に当該制作費を含まないようお願いいたします。	9/30

33	仕様書	3 頁 6 業務内容 (5)	販売員は美術館のミュージアムショップの方が行う認識で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、既設ミュージアムショップに増員が必要な場合にはその増員分の費用を、仮設ミュージアムショップを設置する場合にはその設置分の費用及び運営を見込んでください。	9/30
34	仕様書	3 頁 6 業務内容 (7)	プロジェクターやモニター、移動式ウォールなど貴館において所有されており、本展覧会で使用可能なものはありますか。もしある場合はその機種や型番、リストなどを頂戴できますでしょうか。（特にプロジェクターやモニターについて）	ホームページの仕様書(資料編)に「展示関係備品リスト」として資料を追記しましたのでご確認ください。なお、仕様につきましては備品選定手続き中であるため現在未確定でございます。	9/30
35	仕様書	3 頁 6 業務内容 (7) (8)	運営（列整理等）に必要な備品、ポールパテーションやサインスタンド、テーブル等美術館側で借用できるものがございますか。	ホームページの仕様書(資料編)に「展示関係備品リスト」として資料を追記しましたのでご確認ください。	9/30
36	仕様書	3 頁 6 業務内容 (8)	運営スタッフとは別に、警備スタッフを手配する場合は、美術館指定業者がいるか。 その場合、本企画提案に当たり上記指定業者に対し見積もりを取ることは可能か。	指定業者は現在ありません。	9/30
37	仕様書	3 頁 6 業務内容 (8)	会場運営業務について、貴館全体としての非常時や災害時のマニュアルについては別途共有いただけたと考えておいてよろしいでしょうか。それとも新設の館であるため、我々で非常時や災害時のマニュアルを作成する必要があるでしょうか。	指定管理者が作成する予定ですので、作成後に共有いたします。	9/30
38	仕様書	4 頁 6 業務内容 (9)	特別展来場者は、観覧料だけを支払うという理解でよいのか。特別展観覧料のほかに、別途美術館の入場料はあるか。	特別展の観覧料のみの支払いで問題ございません。	9/30

39	仕様書	4 頁 6 業務内容 (9)	美術館に発券所、発券機はあるか。ある場合は、特別展展覧会の発券も同発売所、発券機を利用可能か。また、キャッシュレスに対応する決済端末はあるか。ある場合は対応している決済手段及び対応可能なサービスをご教示いただきたい（クレジットカード：VISA、JCB……電子マネー：Suica、PASMO……等）。また受託者で利用する際に使用料等の費用は発生するか。	美術館では総合受付にて発券する予定であり、同所を利用することは可能ですが、現金等の出納、保管は受託者の責任で区別して行ってください。また、発券機の準備は予定しておりません。さらに、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済によるキャッシュレス対応端末の準備は予定しておりますが、詳細は現在未定です。	9/30
40	仕様書	4 頁 6 業務内容 (9)	美術館ホームページ・その他、前売り等の既存の入館料徴収のシステムがある場合、本特別展の観覧料もそのシステムを使うことが可能であるか。その場合費用は、発生するか。	美術館ホームページ等による前売り又はwebチケット販売を可能とするようなシステム導入等は、現在想定しておりません。	9/30
41	仕様書	4 頁 6 業務内容 (9)	観覧料収入は100%美術館に帰属するのか。それとも販売収入の何割かはフィーとして受託者に還元されるのか。また、観覧料を0円に設定することも協議によっては可能となるのか。	観覧料収入を100%本市に帰属させるかをも含めてご提案をお願いいたします。また、観覧料を0円に設定することも可能ですが、その場合には発注者側の財源と想定しており、収支計画としての評価対象となりますことから、企画提案書等にて理由等をお示しください。	9/30
42	仕様書	4 頁 6 業務内容 (9)	この観覧料は、本特別展を示しているという認識でよろしいでしょうか。また、参考までに通常展の入場料（大人・子ども）をご教授いただけますでしょうか。	特別展を示しております。 また、指定管理者が主催する常設展示及び企画展示の観覧料につきましては、ホームページの仕様書(資料編)に「川口市立美術館設置及び管理条例」として資料を追記しましたので、その中の別表1をご確認ください。	9/30

43	仕様書	4 頁 6 業務内容 (9)	現金の取り扱いを行うにあたり、金庫はございますでしょうか。	金庫はありますが、原則受託者への貸し出しは想定しておりません。ただし、市及び指定管理者と協議の上、手持ち金庫を施錠し格納する等、現金の保管責任区分が明確になる場合には、例外的に使用可能といたします。	9/30
44	仕様書	4 頁 6 業務内容 (10)	美術館のサイネージや掲示板等、広告・宣伝が可能な既存設備があれば教えてほしい。	ポスター掲示台（屋外）が設置される予定です。	9/30
45	仕様書	4 頁 6 業務内容 (10)	チラシの設置場所についてはいくつかすでに候補はございますでしょうか。設置場所についてもこちらで営業・調整が必要となりますでしょうか。	美術館所定の配布箇所に設置依頼する予定です。よって、設置場所についての営業・調整は不要ですが、所定箇所以外にも配布する場合には、営業・調整をお願いいたします。	9/30
46	仕様書	4 頁 6 業務内容 (10)	ポスター、チラシ等の販促物について、納品場所は一式美術館内で構わないか、それとも分納が必要か、分納が必要な場合の納品先がわかっているればご教示いただけますでしょうか。	美術館内に一括納品を想定しております。	9/30
47	仕様書	4 頁 6 業務内容 (10)	美術館の公式 SNS の作成や運営は貴市にて行うという認識でよろしいでしょうか。	公式 SNS の作成及び運用は、指定管理者が行いますので、データ提供等のご協力をお願いします。	9/30
48	仕様書	4 頁 6 業務内容 (10)	美術館公式 SNS とは別に、特別展用の SNS を開設し受注側が運用するという事でしょうか。	公式 SNS とは別の SNS の開設は、必須ではありません。公式 SNS の作成及び運用は、指定管理者が行いますので、データ提供等のご協力をお願いします。	9/30

49	仕様書	4 頁 6 業務内容 (10)	ポスターの掲載承認印は、印刷前にデータを支給頂けるのでしょうか。	印刷前にサンプルデータの提供は可能です。なお、所定の印影が定まっているわけではないため、内容(掲示期間・本市承認の記載)が満たされていれば問題ございません。	9/30
50	仕様書	4 頁 6 業務内容 (11)	集計業務の報告様式は決まっているものがございませうでしょうか (Excel 等)	現在未定です。	9/30
51	仕様書	4 頁 6 業務内容 (11)	アンケートの取得にあたり最低必要数はどの程度でしょうか。	必要数は、1, 000 件 (想定来場者数の 5 %) を想定しています。	9/30
52	仕様書	4 頁 6 業務内容 (12)	「有料入場者および無料入場者等の内訳」とありますが、無料入場の対象となる方の例をご教授いただけますでしょうか。	仕様書 4 頁 6 業務内容 (9) 観覧料徴収業務に記載の小学校就学前の者です。	9/30
53	仕様書	5 頁 その他	特別展開催にあたり、受託者が加入必要な保険の範囲についてご教示いただきたい。 美術館側でも保険に加入されていると思われるが、受託業務の実施に当たり受託者側で加入する保険と、対象範囲が被らないようにする必要があるため。	指定管理者が施設賠償責任保険に加入しております。 イベント保険や作品に対する保険への加入が必要と考えております。	9/30
54	その他		展示作品に何らかの制約があればお知らせください (例：裸体を含む作品は NG、光、音の制限等)	現状については、特に制約はございません。	9/30

55	その他		展覧会への協賛企業獲得に関する営業等は義務付けられておらず本件に含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	必須ではありません。	9/30
56	その他		受注者に、入場者数、グッズの売り上げなど目標となる数値は課されますでしょうか。また達成できなかった場合は追加の告知が必要になるなどございますでしょうか。	目標値の設定はございませんが、ご提案の想定入場者数、グッズ売り上げ想定額等は、評価対象となります。	9/30
57	その他		本展覧会を単体で黒字化することは必須でしょうか。	必須ではありません。	9/30
58	その他		美術館の営業時間は何時から何時までを想定していらっしゃいますでしょうか。あわせて、定休日ございましたらご教授ください。	営業時間(開館時間)は午前10時から午後6時まで(入場時間は午後5時30分まで)で、定休日(休館日)は月曜日(祝日にあたる場合はその直後の休日でない日)及び年末年始(12月29日から31日及び1月1日から3日)を想定しています。 なお、いずれについても、指定管理者が必要と認める場合は、市長の承認を得て変更できるものでございます。	9/30

【問い合わせ先】

市民生活部文化推進室 施設整備担当

電話： 048(258)1116